

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 河川砂防課

法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正10年法律第57号			
手続名	竣功認可告示前の埋立地使用の許可			根拠条項	第23条但書			
審査基準	1. 公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）第26条による。 2. 「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達）の記の1及び記の4による。							
	受付機関	河川砂防課 （土木事務所）	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課 （土木事務所）	標準処理期間 30日 標準経由期間 10日	目次 No.